

合成メタン等調達費の 承認申請マニュアル

2026年6月
資源エネルギー庁

目次

第1章 総則.....	1
1. マニュアル制定の趣旨・位置付け.....	1
2. 制度の概要.....	1
3. 適用対象の範囲.....	7
4. 制度運用の手続きのフローとスケジュール.....	7
第2章 合成メタン等調達費の承認申請.....	10
第1節 承認の対象となる合成メタン等.....	10
1. 合成メタン等の要件.....	10
第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請.....	23
1. 初回申請の位置付け.....	23
2. 合成メタン等調達費の額の算定方法.....	23
3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間.....	30
4. 供給を行おうとする地域.....	32
第3節 承認後の3年ごとの承認に係る申請（定期申請）.....	34
1. 定期申請の位置付け.....	34
2. 合成メタン等調達費の額の算定方法.....	34
3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間.....	36
4. 供給を行おうとする地域.....	36
第4節 承認された合成メタン等調達費の額の変更に係る申請（変更申請）.....	37
1. 変更申請の位置付け.....	37
2. 合成メタン等調達費の額の算定方法.....	37
3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間.....	41
4. 供給を行おうとする地域.....	41
5. 変更申請の理由.....	41

第1章 総則

1. マニュアル制定の趣旨・位置付け

2050年カーボンニュートラル実現に向けては、多様な手段を追求しながら、ガスの脱炭素化を進めていく必要がある。日本の都市ガスのカーボンニュートラル化を推進していくため、第7次エネルギー基本計画（2025年2月18日閣議決定）において、「2030年度において、供給量の1%相当の合成メタン又はバイオガス（以下「合成メタン等」という。）を導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの5%をカーボンニュートラル化していくため、これらの導入目標をエネルギー供給構造高度化法の判断の基準等に位置付け、その導入コストのうち、ガスの一般的な調達費よりも割高になる部分は、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点から、託送料金原価に含めることができる仕組みを構築する。」と位置づけられた。

これを踏まえ、2025年7月15日にエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）に基づく関連法令等の改正を実施した。

本マニュアルは、ガス小売事業者が、合成メタン等の調達に必要な資金を託送料金制度を活用して一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者を通じて回収しようとする場合の申請方法を示すものである。その際、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第20条の3第1項及び第2項に基づいて、合成メタン等調達費の額等を申請し、3年ごとに経済産業大臣の承認を受けなければならないと規定されていることを受け、ガス小売事業者に対して施行規則第20条の3第2項各号に定める事項及びその根拠を記載した書類の提出方法を示すものである。

合わせて、本マニュアルにおいて、経済産業大臣が合成メタン等調達費の額の承認に係る基準（令和7年経済産業省告示第110号。以下「告示」という。）で定める基準との適合を確認するため、告示の考え方を補足することで、ガス小売事業者による申請及び経済産業大臣による承認の円滑化を図るものである。

また、本マニュアルに記載する事項については、全てガス小売事業者の責任において実行すべきものであることに注意されたい。

2. 制度の概要

本制度は、合成メタン等が、ガスの一般的な調達費用よりも割高となることを踏まえ、同一ネットワーク内のガス小売事業者間の公平な競争環境の整備及び合成メタン等を調達するガス小売事業者の事業予見性の確保のため、ガスの一般的な調達費用よりも割高となる費用については、合成メタン等の調達に必要な資金として承認された額に基づき、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の託送供給約款料金原価等に含めることを可能とする措置である。

施行規則第 20 条の 3 第 1 項の承認を受けようとするガス小売事業者（以下「申請ガス小売事業者」という。）は、施行規則第 20 条の 3 第 2 項に基づき、①合成メタン等調達費の額、②合成メタン等調達費に係る合成メタン等の量、③合成メタン等の供給を行おうとする地域（以下「地域」という。）を、合成メタン等調達費の額の根拠を添えて、経済産業大臣に申請する必要がある。

経済産業大臣は、施行規則第 20 条の 3 第 3 項に基づき、合成メタン等調達費の額の承認の申請が、告示で定める基準に適合していると認めるときは、合成メタン等調達費の額を承認する。

経済産業大臣は、合成メタン等調達費の額を承認したときは、施行規則第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づき、申請ガス小売事業者が地域において自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業を営む一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、①回収すべき合成メタン等調達費の額、②回収の期間、③回収の対象となる地域等を通知する。また、当該通知後、経済産業大臣は、同条第 2 項の規定に基づき、申請ガス小売事業者に対し、遅滞なく、当該通知のうち当該申請ガス小売事業者に係る事項を通知する。

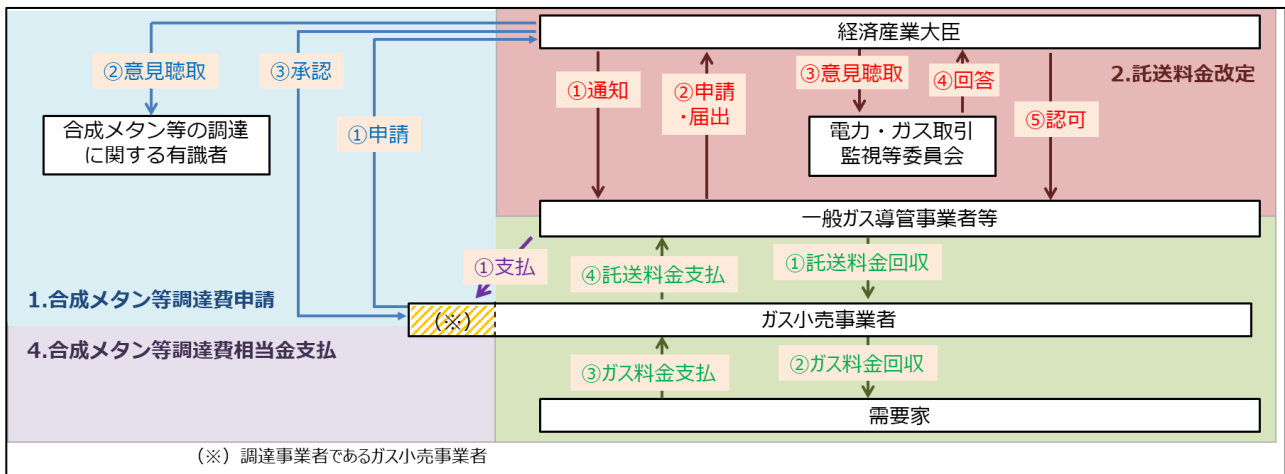
通知を受けた一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、地域における託送供給依頼者から、託送量に応じて合成メタン等調達費に相当する金額を回収し、申請ガス小売事業者に対して合成メタン等調達費相当金を支払う。

なお、合成メタン等の調達に必要な資金は、消費者物価指数、為替相場（告示第 2 条第 2 項第 2 号トの為替相場をいう。以下同じ。）、液化天然ガスの円建て貿易統計価格（告示第 2 条第 1 項第 1 号の液化天然ガスの円建て貿易統計価格をいう。以下同じ。）並びに申請ガス小売事業者による実際の調達量及び注入量等によって変動するとともに、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の合成メタン等調達費相当金の支払額によって、当該資金における回収の過不足が生じ得る。このため、託送供給約款料金の適正化や小売事業者間の競争環境の確保の観点から、3 年ごとに定期的なモニタリングを行い、合成メタン等調達費の額に定期的かつ適切に反映することとしており、合成メタン等調達費の額の承認、前述の一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者への通知、託送供給約款料金の改定等のプロセスも 3 年ごとに行う。

その他、当該年度に託送料金制度を活用して注入された合成メタン等に係る排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値（以下「排出削減価値」という。）については、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度¹（以下「SHK 制度」という。）において、同年度（4 月から 3 月）の一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者における小売託送供給量に係る自らの小売販売量及び自己託送量に応じて、合成メタン等調達費相当金を負担しているガス小売事業者へ分配される。

¹ 温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度

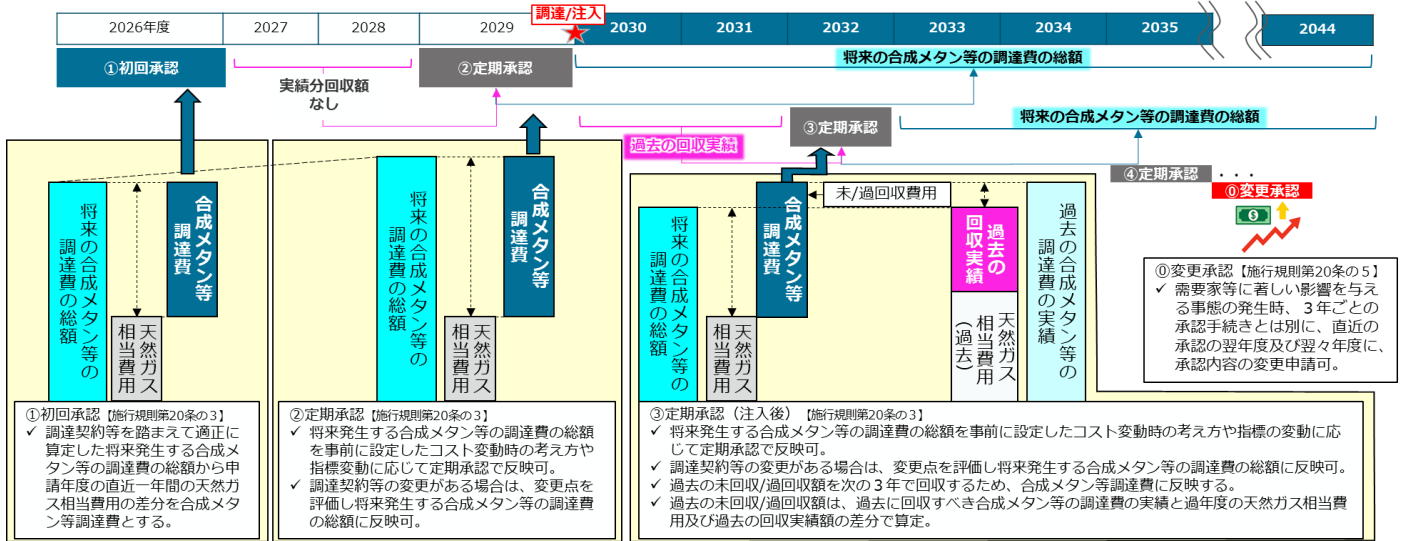
<参考> 託送料金制度を活用した合成メタン等調達費の回収スキーム



<参考> 合成メタン等調達費の額の承認及び回収の流れ

- **初回承認**では、合成メタン等の調達契約等を踏まえて、調達費と当該合成メタン等に相当する天然ガスの費用（天然ガス相当費用）の差分を承認。
- **定期承認**では、既調達分の未回収/過回収額及び将来の未調達分の合成メタン等の調達費等を踏まえて承認。
- **変更承認**では、為替の大幅な変動等によって、ガス使用者等に著しい影響を与える事態発生時等に申請・承認。

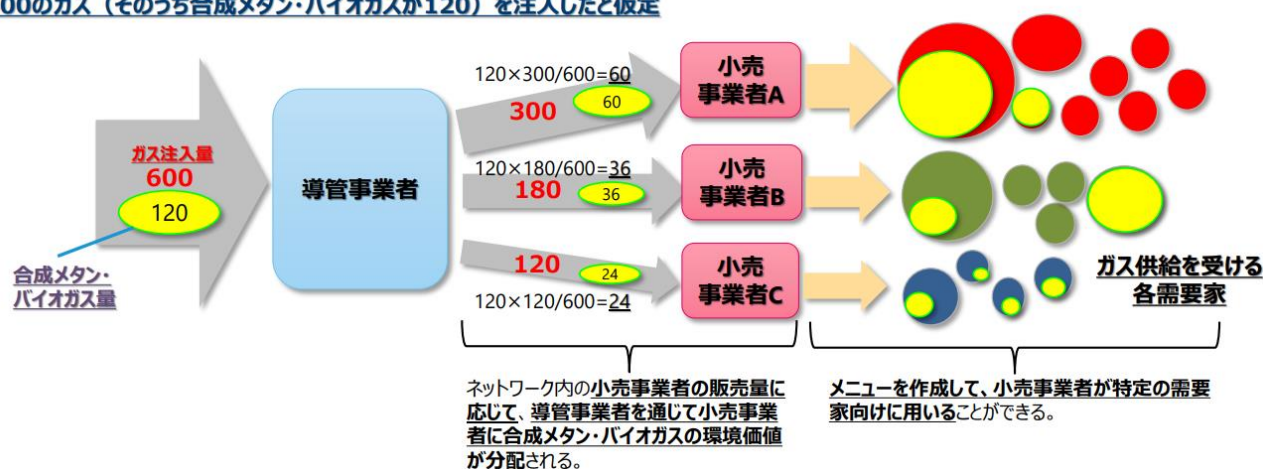
<例：2026年度に初回申請・2030年度から15年間調達するケース>



<参考> 託送料金制度を活用して注入された合成メタン等に係る排出削減価値の扱い

【考え方】

600のガス（そのうち合成メタン・バイオガスが120）を注入したと仮定



<参考> ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）

第二節の二 合成メタン等調達費の回収等

（合成メタン等調達費の回収等）

第二十条の二 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（第二十条の四第一項の通知を受けた者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、合成メタン等調達費（次条第一項に規定する合成メタン等調達費をいう。）をその小売託送供給（一の需要場所に対する最後の託送供給をいう。）の相手方から回収しなければならない。

2 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、第二十条の四第一項の通知に従い、申請ガス小売事業者（次条第二項に規定する申請ガス小売事業者をいう。）に合成メタン等調達費相当金（第二十条の四第一項第四号に規定する合成メタン等調達費相当金をいう。）を払い渡さなければならない。

（合成メタン等調達費の額の承認）

第二十条の三 ガス小売事業者は、合成メタン（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第六十九号）第三条第四項各号のいずれにも該当するものに限る。以下この条において同じ。）又はバイオガスの調達に必要な資金を一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から回収しようとするときは、回収しようとする費用（以下この条及び次条において「合成メタン等調達費」という。）の額について、三年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとするガス小売事業者（以下「申請ガス小売事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十六の二による申請書に、合成メタン等調達費の額の根拠を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 合成メタン等調達費の額
- 二 合成メタン等調達費に係る合成メタン又はバイオガスの量
- 三 合成メタン又はバイオガスの供給を行おうとする地域

3 経済産業大臣は、第一項の承認の申請が、告示で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

4 第一項の承認を行う場合において、経済産業大臣が必要があると認めるときは、合成メタン又はバイオガスの調達に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(各一般ガス導管事業者又は各特定ガス導管事業者が回収すべき合成メタン等調達費の額等の通知)

第二十条の四 経済産業大臣は、前条第一項の承認をしたときは、前条第二項第三号の地域において自らが維持し、及び運用する導管により託送供給を行う事業を営む一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一 回収すべき合成メタン等調達費の額

二 回収の期間

三 回収の対象となる地域

四 合成メタン等調達費相当金（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者がこの項の通知に従い回収した金銭をいう。）を払い渡すべき申請ガス小売事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2 経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第四号の申請ガス小売事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該申請ガス小売事業者に係る事項を通知するものとする。

(変更の承認等)

第二十条の五 第二十条の三第一項の承認を受けたガス小売事業者は、同条第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十六の三の合成メタン等調達費変更承認申請書に合成メタン等調達費の額の根拠を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

<参考>合成メタン等調達費の額の承認に係る基準（令和7年経済産業省告示第110号）

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及びガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

(合成メタン等調達費の額の承認申請の適合基準)

第二条 施行規則第二十条の三第三項の告示で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 合成メタン等調達費の額が、合成メタン等（合成メタン又はバイオガスをいう。以下同じ。）の生成その他調達に係る費用に相当する額から、調達する合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の円建て貿易統計価格（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条第一項第一号の規定に基づく統計により認識することができる価格をいう。第二号チにおいて同じ。）の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）を控除したものとなっていること。

二 前号に規定する合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額が、次に掲げる事項を勘案して適正かつ合理的に定められていること。

イ 合成メタン等の供給に必要な水素の製造、合成メタンの生成、エネルギーを運搬するための物質又は方法の変換、輸送及び二酸化炭素（二酸化炭素がその大部分を占める流体を含む。）の貯留等に係る設備の建設費の算定額を合計した費用

ロ 合成メタン等の供給の開始後に発生する合成メタン等の継続的な供給に必要な一酸化炭素又は二酸化炭素及び水素の調達、製造、液化及び輸送又は合成メタン等の生成、液化及び輸送等に係る事業運営費に、必要に応じて、費用が発生する国の適切な消費者物価指数の比を乗じたもの

ハ 合成メタン等の供給事業の実施に係る法人税及び固定資産税等

ニ 合成メタン等を生成しようとする者が受けるべき適正な利潤

ホ 合成メタン等を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤

ヘ 合成メタン等に係る調達契約によりイからホまでに規定する事項を示すことができない場合にあっては、合成メタン等又は水素その他の合成メタン等の原料の市場価格を勘案して定められていること。

ト 合成メタン等調達費が、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条に基づき、財務大臣が告示する本邦通貨の基準外国為替相場又は外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場（チにおいて「為替相場」という。）に基づいて算定されていること。

チ 過年度における為替相場、費用が発生する国の適切な消費者物価指数、液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の円建て貿易統計価格の平均値の額及びルに規定する量等に基づいて算定された合成メタン等調達費に係る費用

リ 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績の額

ヌ ガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の総量（合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額の算出の際に用いるものに限る。）

ル 過年度にガス小売事業者が調達して導管に注入した合成メタン等の総量（合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額の算出の際に用いるものに限る。）

三 ガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の量（合成メタン等調達費に係るものに限る。）又はガス小売事業者が調達して導管に注入した合成メタン等の量（合成メタン等調達費に係るものに限る。）が、次に掲げる事項を満たすこと。

イ 各年度にガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の量がガス小売事業者のガス小売供給量の5%相当量以下であること。

ロ 各過年度にガス小売事業者が調達して導管に注入した合成メタン等の量がガス小売事業者のガス小売供給量の5%相当量以下であること。

3. 適用対象の範囲

本マニュアルは申請ガス小売事業者に適用される。

4. 制度運用の手続きのフローとスケジュール

合成メタン等調達費の額の申請、承認及び通知が同一の地域内で複数回行われ、その都度、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者による託送供給約款料金の改定が行われた場合、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者における託送供給約款料金の改定作業及び託送供給約款料金の改定に伴う託送供給依頼者への周知等の事務負担が増加することや地域内のガス小売事業者においては、託送供給約款料金の改定を反映するためにガス小売料金を改定することも考えられ、需要家への周知やシステム改修の対応等を要することから、社会的コストの増大や需要家の混乱等が発生し、需要家の利益を棄損する懸念がある。

そのため、短い周期での託送供給約款料金の改定による需要家や地域内のガス小売事業者への悪影響の回避と、地域内の料金を可能な限り安定させる観点から、また、SHK 制度において分配される合成メタン等の排出削減価値のメニュー販売のスケジュールも鑑みて、経済産業大臣は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対して、回収すべき合成メタン等調達費の額及び回収期間等を、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が、原則、注入年度4月から回収すべき旨と合わせて、通知する。

上記の通知を行うにあたって、ガス小売事業者が、次年度4月から本制度を活用して合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合の制度運用のフローと望ましいスケジュールを次のアからオに示す。なお、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者による託送供給約款料金の改定は、注入年度4月から実施することが原則であるが、申請ガス小売事業者等を起因としたアからウの時期によっては、合成メタン等調達費を注入年度4月から回収できない可能性がある。

ア 申請ガス小売事業者の申請

合成メタン等調達費の額の経済産業大臣の承認期間、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の託送供給約款料金の改定に要する期間及びガス小売事業者のガス小売料金の改定及び周知に要する期間を勘案し、申請ガス小売事業者は、合成メタン等調達費の回収を開始又は変更する年度の前年度6月末までに、施行規則第20条の3第2項に規定する事項を記載した同省令様式第16の2による申請書のほか、本マニュアルに定める根拠書類を添えて、経済産業大臣に提出することが望ましい。

イ 合成メタン等調達費の額の承認

経済産業大臣は、ガス小売事業者から申請を受理した後に、必要に応じ、合成メタン等の調達に関し専門知識を有する者の意見聴取を行い、告示で定める基準に適合していると認めるときは承認する。承認後、合成メタン等が注入される地域の一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者へ合成メタン等調達費の額等を通知する。

ウ 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の託送供給約款料金改定

一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、当該通知に従い、合成メタン等調達費をその小売託送供給の相手方から回収するため、経済産業大臣に対して、託送供給約

款の変更認可申請又は変更届出を行う。なお、当該通知における合成メタン等調達費の額に基づいて算定する合成メタン等調達費相当金を踏まえて設定される託送供給約款料金としての合成メタン等調達費相当金が、現行託送供給約款料金における合成メタン等調達費相当金（当該料金の設定が無い場合には、零とする。）と同額（現行託送供給約款料金における有効桁数で判断する。）となる場合においても、変更届出が必要となる。経済産業大臣は、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者からの変更認可申請を受理した場合は、法第 177 条に基づき、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を行った上で、同申請を認可する。

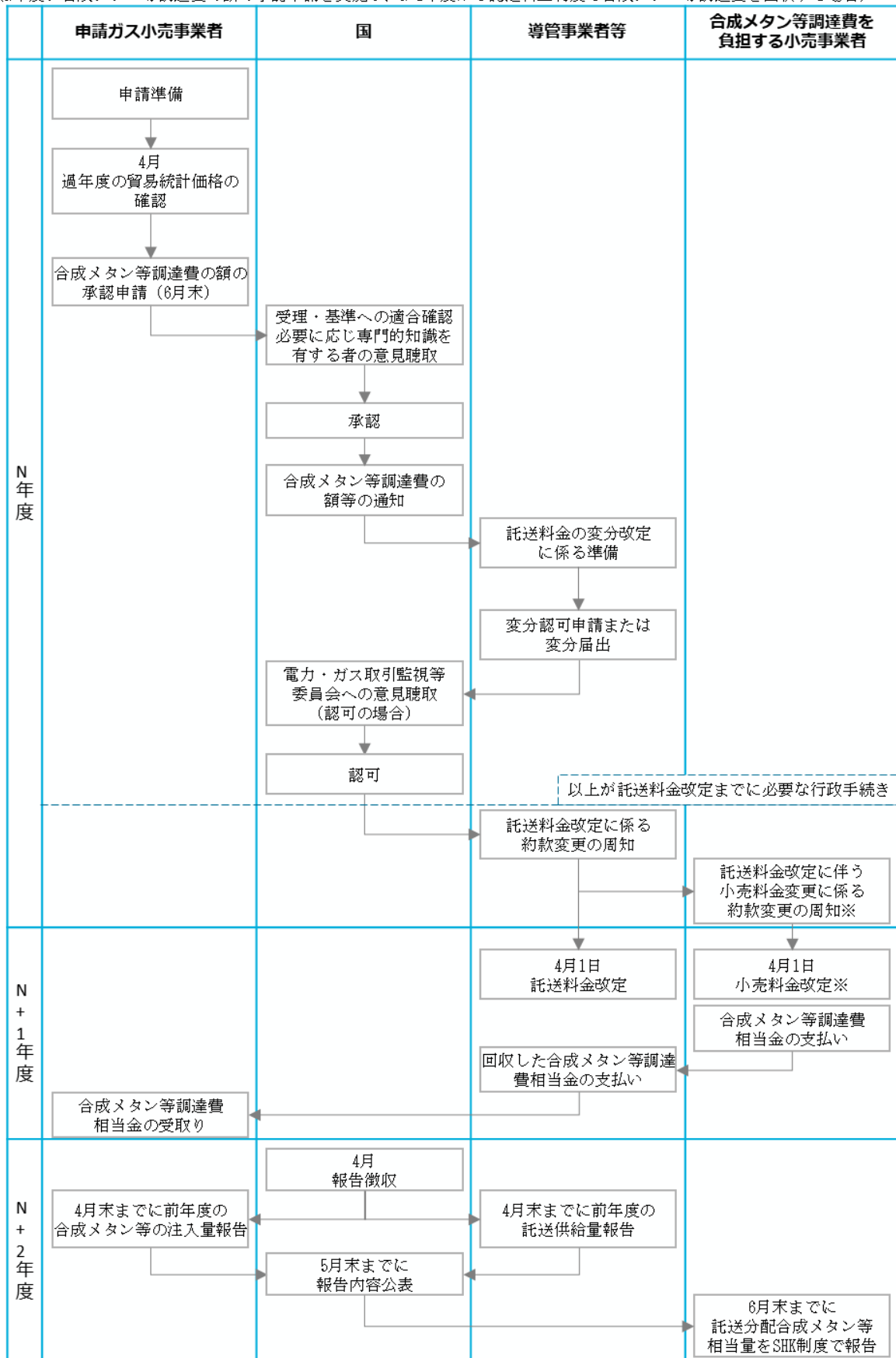
エ 一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の合成メタン等調達費相当金の払い渡し
一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、経済産業大臣からの通知に従い、託送供給約款料金で合成メタン等調達費を回収する年度（以下 4. 制度運用のスケジュールにおいて、「当該年度」という。）に、小売託送供給に伴いガス小売事業者から回収した合成メタン等調達費相当金を、申請ガス小売事業者と個別に取り交わす契約等に従って、払い渡す。

オ 申請ガス小売事業者の合成メタン等注入量の報告

資源エネルギー庁は、当該年度に導管に注入された合成メタン等の排出削減価値を、合成メタン等調達費相当金を負担したガス小売事業者へ適切に分配するため、当該年度の託送供給量の実績を一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から、また、当該年度の合成メタン等の注入量の実績を申請ガス小売事業者から、それぞれ翌年度の 4 月末までを期限として報告徴収し、それぞれの数値を、資源エネルギー庁が当該年度の翌年度の 5 月末までに HP 等で公表する。

【各事業者等における制度運用のスケジュール】

(N年度に合成メタン等調達費の額の承認申請を実施し、N+1年度から託送料金制度で合成メタン等調達費を回収する場合)



※小売料金改定は各小売事業者の判断による

第2章 合成メタン等調達費の承認申請

第1節 承認の対象となる合成メタン等

「第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請」、「第3節 承認後の3年ごとの承認に係る申請（定期申請）」及び「第4節 承認された合成メタン等調達費の額の変更に係る申請」をする際は、締結済み又は締結を予定している調達のための契約その他の根拠、注入開始後の報告徴収において、締結済みの調達のための契約その他の根拠を用いて、制度の対象となる合成メタン等として、以下に合致していることを説明すること。なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点（法第38条第2項第4号に規定する一般ガス導管事業者の供給区域又は法第72条第1項第3号に規定する特定ガス導管事業者の供給地点の範囲内であって、当該一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者が設定する託送供給約款料金が同一の場合をいう。以下同じ。）において新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合（以下「複数の調達契約の場合」という。）の定期申請又は変更申請においては、当該新たな調達契約等に係る合成メタン等に限り、初回申請時の規定に従った説明をすること。

1. 合成メタン等の要件

(1) 合成メタン等に係るサプライチェーンの管理手法について

ア 考え方

合成メタン等は、天然ガスと主成分が同じメタンであることから、天然ガス用の既存インフラを有効活用可能であり、エネルギーの安定的かつコスト競争力のある調達の観点から、導管網や輸出船舶といった既存インフラを活用し、天然ガスと混在して輸送することが現実的かつ合理的である。その際、海外から本邦に届いているとみなすため、合成メタン等の製造から輸入までのサプライチェーンの管理状況の確認が必要であり、以下のような要件を満たすかについて、確認する。

- ① サプライチェーンが閉じており、入りと出が明確であること
- ② 海外で調達した量と輸入時の量が整合していること
- ③ 排出削減価値の二重主張が防止されていること

イ 必要な根拠資料

上記の要件に合致することを示すためそれぞれ下記の書類を提出する。

① について

- 「生成拠点」に関する情報を明記した事業者間の商取引書類等
- 「生成拠点から LNG 出荷基地までの繋がり」に関する情報が分かる一般的にアクセス可能な導管事業者の導管地図、行政機関の公表情報又は商取引書類等
- 「LNG 出荷基地」、「LNG 出荷基地から日本までの繋がり」及び「日本の LNG 輸入基地」に関する情報を明記したインボイス又は商取引書類等

② について

- 合成メタン等の「調達量（当該調達量の生成に係る情報も含む）」及び「本邦に

おける受け入れ量」に関する情報を明記したインボイス又は商取引書類等²
③ について

▶ 合成メタン等の排出削減価値を、サプライチェーン上の事業者が主張し、利用者と合わせて二重に主張されることを防ぐため、排出削減価値の主張を行わない旨³が明記された売主との契約書、合意文書又はインボイス等。

(2) 合成メタンの排出削減価値の二重計上の回避について

ア カーボンリサイクル燃料の排出削減価値の主張についての考え方

カーボンリサイクル燃料である合成メタンは、回収した二酸化炭素を原料として製造するが、利用時に二酸化炭素を排出する。そのため、合成メタンの利用者が、排出削減価値を主張するためには、国内で製造される場合や、バイオマス由来の二酸化炭素を原料として製造している場合、大気中から回収した二酸化炭素を原料として製造している場合を除き、二酸化炭素を排出した外国事業者の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量からその回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除せず、かつ、合成メタンの利用者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成メタンの利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除することについて合意がなされ、かつ回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を、二酸化炭素を排出した外国事業者が当該外国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していることが求められる。

イ 施行規則において規定する合成メタンの定義

本制度では、施行規則第 20 条の 3 において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和 6 年経済産業省令第 69 号。以下「水素社会推進法施行規則」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれにも該当する合成メタンを対象としている。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「低炭素水素等」とは、水素等（水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）であって、その製造に伴って排出される二酸化炭素の量が一定の値以下であること、二酸化炭素の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

² 合成メタン等の量を管理する際、輸送時のボイルオフガスの取り扱いについて、整理する資料を根拠資料と合わせて提出すること。

³ 排出削減価値の主張を限定する条件であり、合成メタンを生成したこと又は原排出者が二酸化炭素の回収という行為による世の中全体の排出削減への貢献についての主張等を妨げるものではない。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和6年経済産業省令第69号）

(低炭素水素等の要件)

第3条 法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、水素については、水素の一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量（その製造等によって二酸化炭素以外の温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。）が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量を加えた量とする。以下同じ。）が三・四以下であることとする。

2 (中略)

3 法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、前条第二号の水素の化合物（以下「合成燃料」という。）については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 (中略)

二 当該合成燃料の原料に用いる水素が第一項で定める要件を満たしていること。

三 外国において製造され、かつ、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）の利用に伴って排出される二酸化炭素又は大気中の二酸化炭素を回収し、その回収した二酸化炭素を原料として製造された合成燃料の場合にあつては、当該合成燃料を本邦において利用する事業者が、当該事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量を我が国の法令又はこれに相当するものに基づき報告することにより、排出される二酸化炭素の量の二重の計上の回避を確保し我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められること。

四 外国において製造され、かつ、前号に掲げる以外の合成燃料の場合にあつては、次のいずれにも該当することにより、排出される二酸化炭素の量の二重の計上の回避を確保し我が国における二酸化炭素の排出量の削減に寄与すると認められること。

イ 外国において二酸化炭素を排出した事業者（以下この号において「外国事業者」という。）と回収された当該二酸化炭素を原料として製造された合成燃料の供給又は利用を本邦において行う事業者（以下この号において「本邦事業者」という。）との間で、外国事業者の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量からその回収された二酸化炭素の量（以下この号において「回収量」という。）の全部又は一部を控除せず、かつ、本邦事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二

酸化炭素の量の全部又は一部を控除することについて合意がなされていること。

ロ 外国事業者が、イの合意に基づき当該回収量の全部又は一部を外国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していること。

ハ 本邦事業者が、イの合意に基づき当該本邦事業者の事業活動又はこれに関連する他の事業者の事業活動に伴って排出される二酸化炭素の量から当該合成燃料の利用に伴って排出される二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量を我が国の法令又はこれに相当するものに基づき報告していること。

4 法第二条第一項の経済産業省令で定める要件は、前条第三号の水素の化合物（以下「合成メタン」という。）については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 合成メタンの熱量一メガジュール当たりの製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量から当該合成メタンの原料に用いるために回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量が四十九・三以下であること。

二 前項第二号から第四号までに該当すること。この場合において、「合成燃料」とあるのは、「合成メタン」と読み替えるものとする。

ウ 水素社会推進法施行規則第3条第3項第3号の要件充足を証明する方法

合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時においては、合成メタンの製造を開始しておらず、水素社会推進法施行規則第3条第3項第3号の要件を充足することができない。

そのため、合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）においては、調達する合成メタンが、バイオマスの利用に伴って排出される二酸化炭素又は大気中の二酸化炭素を回収し、その回収した二酸化炭素を原料として製造されることを示す資料を提出すること。

また、SHK 制度では、合成メタン等を導管に注入することで、都市ガスとして確実に需要家に供給を行っているとみなすことができるため、合成メタンを調達し、本邦の導管に注入した事業年度終了時の報告徴収においては、当該事業年度において、導管に注入した合成メタンの量を示す資料を提出すること。

<提出書類>

（合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時）

- ▶ 調達する合成メタンが、バイオマスの利用に伴って排出される二酸化炭素又は大気中の二酸化炭素を回収し、その回収した二酸化炭素を原料として製造されることを示す資料

（合成メタンの導管注入後の毎年度の報告徴収時）

- ▶ 当該事業年度において、導管に注入した合成メタンの量を示す資料

エ 水素社会推進法施行規則第3条第3項第4号イからハまでの要件充足を証明する方法

合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時において、合成メタンの製造を開始しておらず、水素社会推進法施行規則第3条第3項第4号の要件を充足することができない。

そのため、初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）及び合成メタンを調達し、本邦の導管に注入した事業年度終了時の報告徴収において、下記の資料を提出すること。

加えて、外国事業者が当該国で法令等に基づき二酸化炭素の排出を報告する時期は、当該国の二酸化炭素の排出報告制度に依拠するため、申請ガス小売事業者が合成メタンを本邦の導管に注入した事業年度終了時の報告徴収の時期と必ずしも合致しない。

そのため、水素社会推進法施行規則第3条第3項第4号ロの要件充足の証明は、外国事業者が当該国で法令又はこれに相当するものに基づき二酸化炭素の排出を報告後、申請ガス小売事業者が、速やかに、本邦政府に、下記の資料を提出すること。

<提出書類>

(合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時）

- ▶ 外国事業者が排出削減価値を主張しない旨の民間合意の契約書又は合意文書
- ▶ 合成メタンの製造後、外国事業者が当該国の法令等に基づき二酸化炭素の排出報告する旨の民間合意の契約書又は合意文書及び排出報告のスケジュール見込み

(合成メタンの導管注入後の毎年度の報告徴収時)

- ▶ 外国事業者が排出削減価値を主張しない旨の民間合意の契約書又は合意文書
- ▶ 当該事業年度において、導管に注入した合成メタンの量を示す資料

(外国事業者の当該国での二酸化炭素の排出量の報告後)

- ▶ 外国事業者が当該国で、法令又はこれに相当するものに基づき排出報告を行ったことを示す資料⁴

(3) 合成メタンに係る二酸化炭素の回収証明等について

ア 考え方

本制度では、合成メタンの排出削減価値を、SHK 制度において、主張することを想定している。

「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（20260209 資庁第 11 号・20260206G 局第 3 号・環地温発第 2602125 号）⁵」では、ガス事業者が、ガス小売事業者及び一般ガス導管事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、当該合成メタンについて次に掲げる事項を国が契約書、流量計又は成分分析計の計測結果を記載した資料及び配管図等の必要な資料により確認することが規定されている。

については、本制度においても当該規定に則していることを確認するため、合成メタン等調達費の初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）では商取引書類や配管図等の必要な資料を提出し、証明方法を説明すること。また、毎事業年度の報告徴収では、商取引書類及び流量計又は成分分析計の計測結果を記載した資料及び配管図等の必要な資料を提出すること。なお、八から十一までの情報は、合成メタン等を導管に注入することで、都市ガスとして確実に需要家に供給を行っているともみなすことができるため、当該事業年度において、

⁴ 原則として、回収された二酸化炭素の量を外国事業者が当該国の法令等に基づき報告していることを示す資料を提出する必要があるが、当該国の法令で、事業所単位又は機器単位で報告を求めているなど、詳細な二酸化炭素の排出報告を求めておらず、事業者の名前のみ公開している場合等においては、この限りではない。

⁵ 当該通達が廃止された場合は、最新の通達を参照する。

導管に注入した合成メタンの量を示す資料の提出をもって充足可能とする。

「ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（20260209 資
庁第 11 号・20260206 G 局第 3 号・環地温発第 2602125 号）」

別紙 2 「合成メタンに係る確認事項について」

ガス事業者別排出係数の算定において、合成メタンの使用に係る排出量を控除する場合、
当該合成メタンについて次に掲げる事項を国が契約書や、流量計・成分分析計の計測結果を
記載した資料、配管図等の必要な資料により確認することとする。

- 一 使用する合成メタンの原料となる回収した二酸化炭素（以下「回収二酸化炭素」とい
う。）の量
- 二 回収二酸化炭素を回収した者
- 三 回収二酸化炭素を回収した期間
- 四 回収二酸化炭素の回収が行われた地点
- 五 回収二酸化炭素に係る発生の由来
- 六 合成メタンを製造する事業者が回収価値⁶を有する回収二酸化炭素を用いて製造して
いること
- 七 供給合成メタン量
- 八 合成メタンを需要家に供給した者
- 九 合成メタンの供給期間
- 十 合成メタンを注入した地点
- 十一 合成メタンに係る排出削減価値⁷が需要家に帰属すること

(中略)

(4) 合成メタン等に係る炭素集約度について

炭素集約度は、エネルギー1 単位（例：MJ（メガジュール））を利用及び供給する際
に排出される二酸化炭素量を示す指標であり、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削
減には、この炭素集約度の低減が不可欠とされる。都市ガスのカーボンニュートラル
化を進めるにあたり、そのライフサイクルでの二酸化炭素の排出量を引き下げていく
取組は重要であり、本制度においては、一定の基準を設けることとしている。

また、算定された炭素集約度の確からしさの確認は、制度の信頼性、競争性の担保
のために重要である。申請ガス小売事業者における算定に加えて、第三者がその確か
らしさを確認することで、炭素集約度の基準を満たしていることの客観性を高めるこ
とができる。そのため、本制度においては、報告徴収時、定期申請（製造開始後）時
に、第三者機関等による炭素集約度の確認を、初回申請（製造を開始する前の定期申

⁶ 回収された二酸化炭素であるという属性の価値

⁷ 排出量算定時に、合成メタンの使用による排出削減量に相当する量を減算できる価値

請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む) 時に、確認の計画を求めることとしている。

ア 炭素集約度の基準について

基準については、以下のとおりとし、炭素集約度が、基準以下となる合成メタン等のみを本制度の対象とする。

合成メタンの原料に用いる水素が一キログラム当たりの製造に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量(その製造等に伴って二酸化炭素以外の温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。以下同じ。)が排出される場合には、当該二酸化炭素の量に、当該二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第5項に規定する地球温暖化係数をいう。)を乗じて得た量を加えた量とする。)が3.4以下であること。

合成メタンの熱量一メガジュール当たりの製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量から当該合成メタンの原料に用いるために回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量が49.3以下であること。

バイオガスの熱量一メガジュール当たりの製造、液化、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量が59.6以下であること。

イ 炭素集約度の算定方法について

(ア) 炭素集約度の算定方法について

二酸化炭素排出量の算定にかかる国際的な標準規格の例を以下に示す。算定において参照した規格を明示し、その合理性を説明すること。

例：ISO14040, ISO14044, ISO14060, ISO14064, ISO14067, ISO/TS19870, ISO6338-1 等

原料生産、原料輸送、製品製造、製品輸送、製品貯蔵及び製品利用の範囲で計算すること。また、合成メタンの原料となる水素は、原料生産、原料輸送及び製品製造の範囲で計算すること。なお、合成メタン等に熱量調整で添加したLPG等については、算定の対象外とすること。

メタン発酵⁸により発生するメタンなどの排出回避効果⁹は原料の種類や国又は地域のルールによって考慮される場合には、当該効果を加味して算定すること。

なお、具体的な炭素集約度の算定方法に関しては、今後改定される本マニュアルへの追記または別紙での記載等を検討する。

⁸ 有機物を種々の嫌気性微生物の働きによって分解しメタンガスや二酸化炭素を生成するもの

⁹ バイオガスとして利用することにより、本来排出されるはずであった温室効果ガスの排出を回避することにより得られる削減貢献効果

(イ) 必要な根拠資料について

一次データを用いて算定する場合は、データの取得方法と算定手法を示すこと。
二次データを用いる場合は、出典及びそのデータを用いることの妥当性を示すこと。

炭素集約度の算定値の報告の際は、報告データとして、例えば、民間の商取引書類等を用いて、原料、燃料及び電力の種類及び投入量、二酸化炭素排出源、二酸化炭素の排出量、データの参照先(一次又は二次データ)、合成メタン等の製造量、電力調達の際の証書等、CCS 事業者への二酸化炭素輸送量並びに CCS 等による二酸化炭素控除量を根拠資料として提出すること。

電力及び電力に関係する証書等を外部調達する場合には、調達された電力量に加え、関連する二酸化炭素の排出係数を明示すること。

二酸化炭素を回収、貯留及び有効利用する場合において、二酸化炭素排出量を控除する場合は、その方法論を明示し、合理性を説明すること。

I. 算定根拠：単位系

種類に応じ、以下のいずれかの単位を用いること。

合成メタン	gCO ₂ e/MJ (1MJ の合成メタンの製造等に伴って排出される二酸化炭素の量)
バイオガス	gCO ₂ e/MJ (1MJ のバイオガスの製造等に伴って排出される二酸化炭素の量)
合成メタンの原料に用いる水素	kgCO ₂ e/kgH ₂ (水素 1 kg の製造に伴って排出される二酸化炭素の量)

単位に熱量が含まれる場合は、低位発熱量 (LHV) 基準で統一すること。

合成メタン等が他の物質との混合物として製造等される場合は、当該混合物中に含まれる合成メタン等の重量を用いること。

II. 算定根拠：カットオフ

二酸化炭素排出量の計算においてカットオフを実施した場合は、次の a, b, c の説明をすること。

- a. カットオフの基準
- b. カットオフの対象
- c. 算定範囲内において、カットオフした二酸化炭素排出量の全体比率

III. 算定根拠：連産品に関する割り当て

連産品¹⁰が存在し二酸化炭素排出量の配分が必要な場合、配分方法を説明

¹⁰ 同一原料を同一工程で加工して、主副の関係がない2種以上の製品が生産される場合の生産品

した上で、その正当性を示す資料を提示すること。

ウ 炭素集約度のモニタリング方法及び第三者機関等の確認について

(ア) 初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時の提出資料について

初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時には、締結予定の調達契約に基づいた内容等を用いて、炭素集約度の試算及び算定根拠を提出すること。また、合成メタン等の注入期間における第三者機関等(国を含む)による炭素集約度の確認の計画を説明すること。

承認の対象となる合成メタン等の量は、各年度に注入する合成メタン等について、任意に選択した炭素集約度を算定するための期間（以下「単位算定期間」という。）ごとに製造される合成メタン等の炭素集約度を加重平均した値が、本マニュアルにおける合成メタン等の炭素集約度の要件を満たす場合の合成メタン等の総量とすること。また、当該年度に注入する合成メタン等は、要件を満たさない場合、承認の対象とならないが、一部の単位算定期間に製造された合成メタン等の炭素集約度を除くことで、加重平均した値が炭素集約度の要件を満たす場合、当該加重平均に基づく合成メタン等については承認の対象とすること。ただし、合成メタン等を複数のサイトから一の契約で調達する場合に、複数のサイトの炭素集約度を単位算定期間ごとに混合して加重平均を行うことを前提にすることによって要件を満たす合成メタン等は、承認の対象とならない。

単位算定期間は、30分から1年の間の任意の間で設定することができ、設定した単位算定期間ごとに製造される合成メタン等の炭素集約度の値(以下「単位算定期間炭素集約度」という。)を算出すること。例えば、合成メタン等の製造等に伴い排出される二酸化炭素量を30分ごとに算定し、炭素集約度を算定する場合は、「30分」を単位算定期間とする。

なお、国産の家畜排せつ物、食品残さ等、下水汚泥由来のバイオガス及び海外産の家畜排せつ物由来のバイオガスは、二酸化炭素排出回避効果を考慮すると炭素集約度が十分に低いことから、初回申請（製造を開始する前の定期申請、複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時における炭素集約度等の算定及び報告は要さない。ただし、原料生産、原料輸送、製品製造、製品輸送、製品貯蔵及び製品利用から発生する二酸化炭素の炭素集約度の二次データ等を合計した値を炭素集約度の参考値として提出すること。

(イ) 注入翌年度の報告徴収時の報告方法について

注入翌年度の報告徴収の際は、過年度1年間に注入した合成メタン等について、単位算定期間ごとに製造された合成メタン等の炭素集約度の加重平均値を報告すること。炭素集約度の算定値の報告の際は、報告データとして、例えば、民間の商取引書類等を用いて、原料、燃料及び電力の種類及び投入量、二酸化炭素排出源、

二酸化炭素の排出量、データの参照先(一次又は二次データ)、合成メタン等の製造量、電力調達の際の証書等、CCS 事業者への二酸化炭素輸送量並びに CCS 等による二酸化炭素控除量を根拠資料として提出することとし、過去の申請又は報告徴収時から、参照するデータや算定方法を変更する場合は、変更内容とその合理的な理由を示すこと。

過年度1年間に注入した合成メタン等に対して、原則として第三者機関による炭素集約度の確認を実施すること。ただし、第三者機関による確認が困難である合理的な理由が認められる場合は、国の確認を受けること。

なお、国産の家畜排せつ物、食品残さ等及び下水汚泥由来のバイオガス並びに海外産の家畜排せつ物由来のバイオガスは、二酸化炭素排出回避効果を考慮すると炭素集約度が十分に低いことから、報告徴収時における炭素集約度等の算定及び報告は要さない。

(ウ) 定期申請及び変更申請時の報告方法について

定期申請及び変更申請の際は、過年度に注入した合成メタン等については、報告徴収時の報告データを提出すること。申請年度以降に注入する合成メタン等については、過去の承認時の申請内容と同様の内容を示すこと。過去の承認又は報告徴収時から、参照するデータや算定方法を変更する場合は、変更内容及びその合理的な理由を示すこと。

なお、国産の家畜排せつ物、食品残さ等及び下水汚泥由来のバイオガス並びに海外産の家畜排せつ物由来のバイオガスは、二酸化炭素排出回避効果を考慮すると炭素集約度が十分に低いことから、定期申請時及び変更申請時における炭素集約度等の算定及び報告は要さない。

(エ) クレジット等を用いた補正の考え方について

一時的な炭素集約度の基準超過を、事業者負担により、適切と認められるクレジット調達等で基準値以下に補正した場合に承認の対象とすることについて、今後のクレジットの要件等に関する国際的な議論を踏まえながら、検討する。その場合、クレジット調達に要した費用は、本制度の対象外とする。なお、クレジット調達等を前提とすることによって要件を満たす合成メタン等は、承認の対象とならない。

(オ) 承認の対象となる合成メタン等の量の算定の例

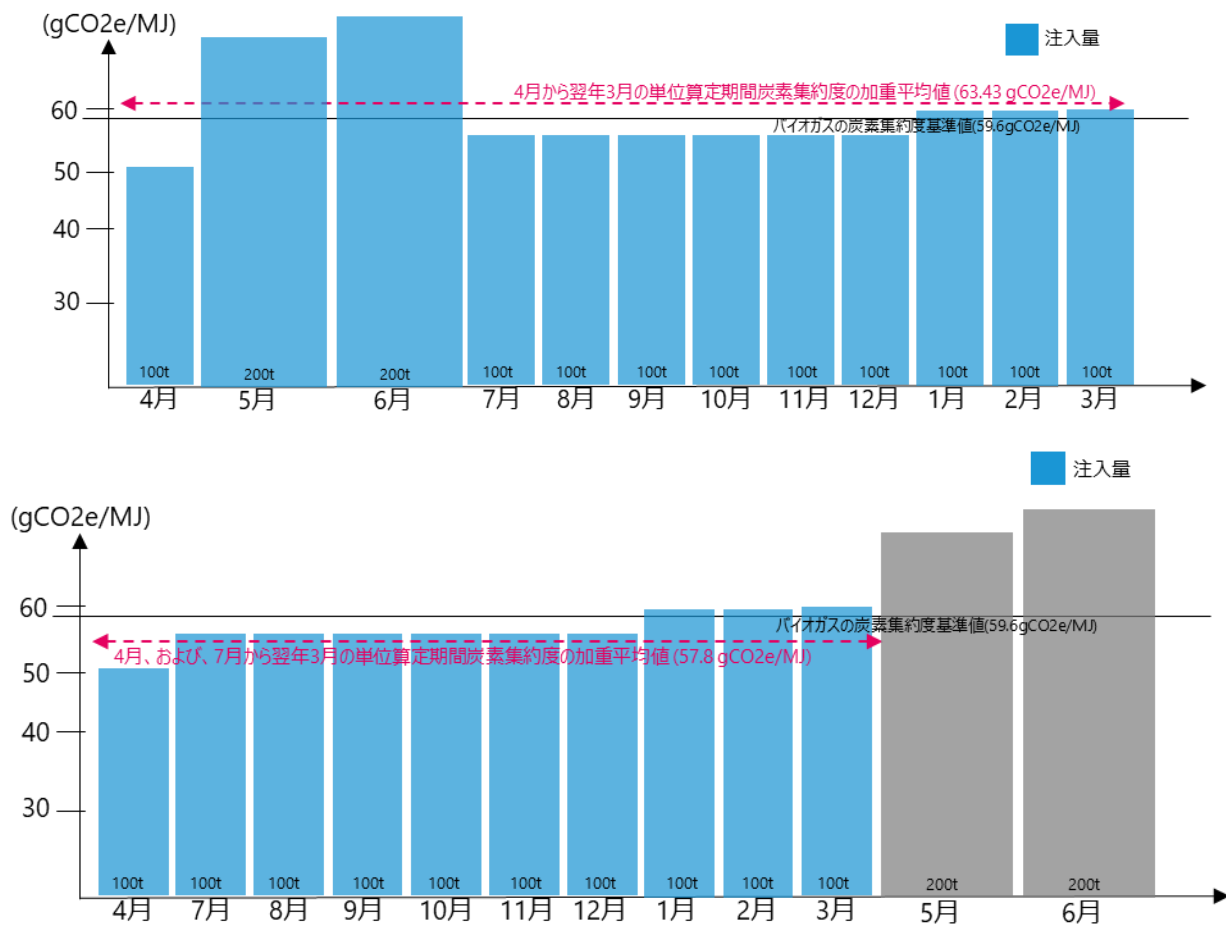
以下の図1の例とおり、単位算定期間を1か月と設定した際の単位算定期間炭素集約度が算出されたとする。このとき、全ての単位算定期間炭素集約度を加重平均した値は、本マニュアルにおける合成メタン等の炭素集約度の要件を満たさないものの、5月及び6月を除いた値は当該要件を満たすこととする。このとき、承認の対象となる合成メタン等の量を最大化するために、5及び6月以外の単位算定期間に製造された合成メタン等の炭素集約度の加重平均値を報告することで、5及び6

月以外の単位算定期間に製造された合成メタン等が承認の対象となる。

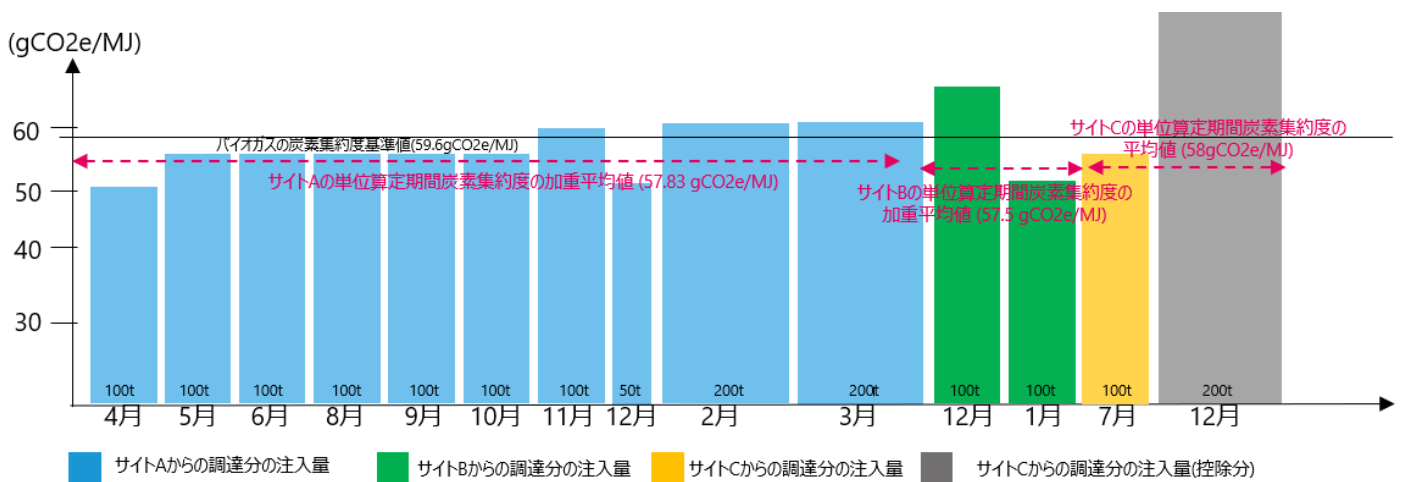
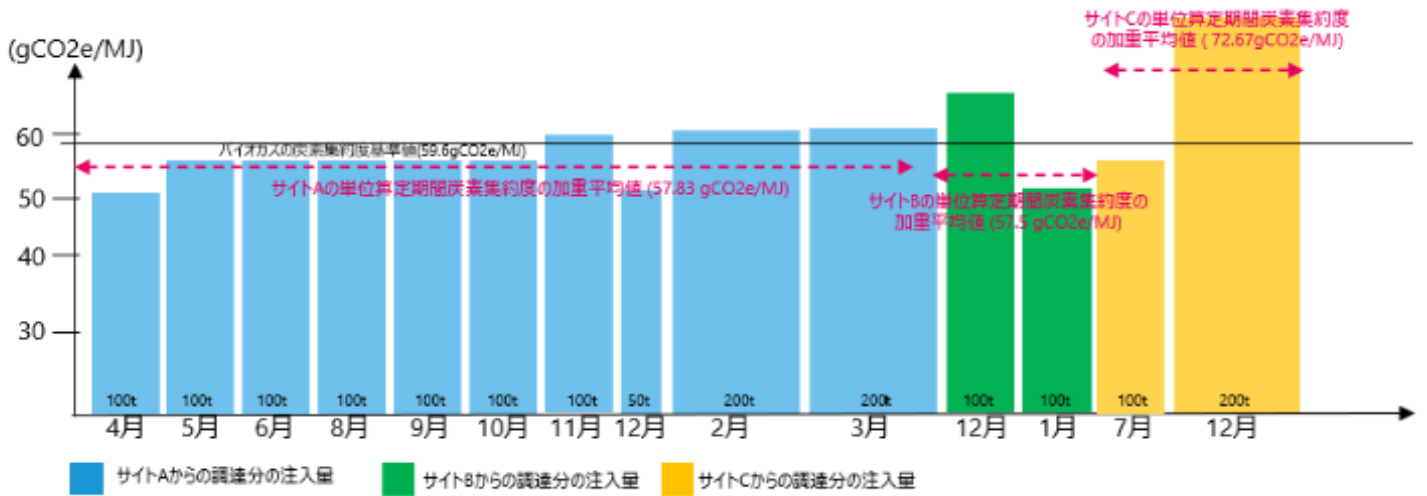
合成メタン等を複数のサイトから一の契約で調達した場合においても、サイトごとに炭素集約度の加重平均値が合成メタン等の炭素集約度の要件を満たすことを求めることとし、それぞれのサイトごとに上記の算定方法を準拠する。

なお、それぞれのサイトにおいて報告徴収時、定期申請時及び変更申請時に要件を満たさないことが判明した合成メタン等に係る合成メタン等調達費については、次の定期申請時又は変更申請時に過回収額として、反映される。

<図1：単位算定期間1ヶ月の場合の炭素集約度の基準適合の考え方のイメージ（バイオガスの事例）>



<図2：単位算定期間1ヶ月、複数のサイトからの調達を1つの契約で締結する場合の炭素集約度の基準適合の考え方のイメージ（バイオガスの事例）>



第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請

1. 初回申請の位置付け

ガス小売事業者が、合成メタン等の調達に必要な資金を託送料金制度を活用して一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から回収しようとする場合、施行規則第20条の3第1項及び第2項に基づいて、合成メタン等調達費の額等を申請し、3年ごとに経済産業大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

これを踏まえ、申請ガス小売事業者は、施行規則第20条の3第2項に基づき、①合成メタン等調達費の額、②合成メタン等調達費に係る合成メタン等の量、③合成メタン等の供給を行おうとする地域を、合成メタン等調達費の額の根拠を添えて、経済産業大臣に申請する。

初回の申請の他に、施行規則第20条の3第1項に基づく3年ごとの定期申請及び承認と施行規則第20条の5第1項に基づく変更の申請及び承認があり、それぞれ第3節及び第4節で解説する。

2. 合成メタン等調達費の額の算定方法

(1) 算定方法

合成メタン等調達費の額は以下のとおりに算定し、合成メタン等の調達契約等に基づいていることを説明すること。なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、それぞれの調達契約等ごとに以下の算定方法に従って合成メタン等調達費を算定し、当該合成メタン等調達費を合算すること。

また、申請ガス小売事業者が、合成メタン等の生成事業者等との調達契約を結ぶ際に、その契約に、契約締結後のコストの変動を反映する条項や指標変動を参照する旨が含まれる場合があるため、初回申請（複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時に、合成メタン等調達費において、変動する項目及び変動を反映する際の考え方及び参照する指標について根拠書類を用いて説明すること。

なお、申請ガス小売事業者自らが合成メタン等を製造するケースなど、調達契約が存在しない場合は、その他の根拠を用いて示すこと。

合成メタン等調達費：A－B

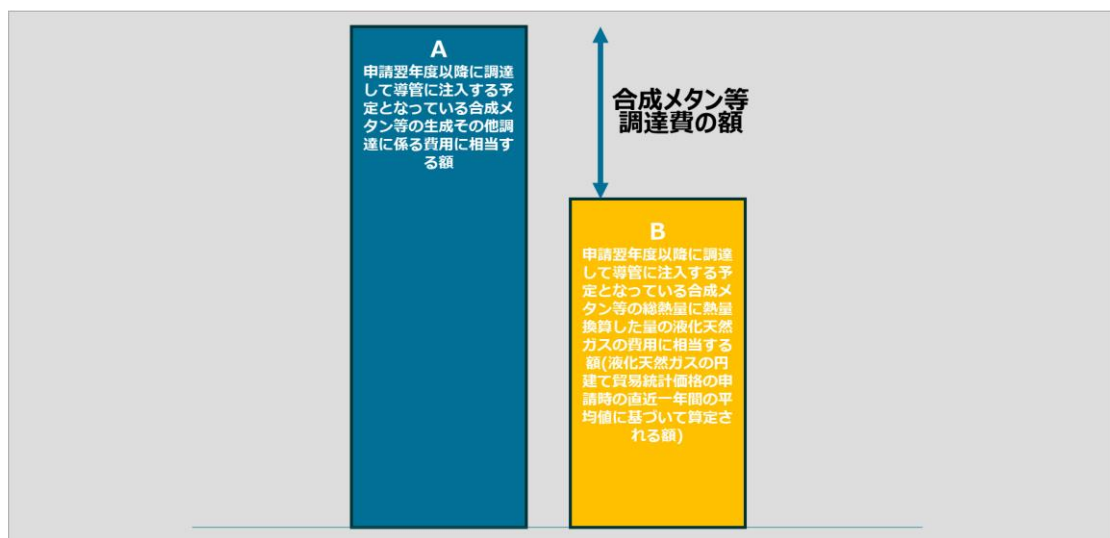
A：申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第1号）

Aは、調達契約を基に算定され、下の図のとおり、(2)の勘案事項に基づき算定すること。原則、算定式によって額を算定するものとするが、例外的に事業の特性上、算定式の適用が不適当な場合は、申請ガス小売事業者から合理的と考えられる算定式の提案をすること。

$$A = \left(A1 + A2 \times \alpha 2 + B1 + B2 \right) \times c1 + B3$$

項目	勘案項目（基準に規定）	説明
A1	設備の建設費に係る費用	合成メタン等の供給に必要な水素の製造、合成メタンの生成、エネルギーを運搬するための物質又は方法の変換、輸送及びCCS等の建設費
A2	事業運営費に係る費用	原料の調達、製造、液化、輸送、合成メタン等の生成、液化、輸送等の事業運営費
$\alpha 2$	消費者物価指数（CPI）補正	費用が発生する国における（合成メタン等の製造国or日本）当該運転年の前年のCPI _(n-1) ÷ 申請時のCPI ₍₀₎
B1	法人税・固定資産税等	合成メタン等の供給事業の実施に係る税に関する費用
B2	生成者の利潤	合成メタン等を生成するものを受けるべき利潤
B3	供給者の利潤	合成メタン等を供給するものを受けるべき利潤 ※生成者からの合成メタン等の購入から合成メタン等調達費相当金が払い渡されるまでのガス小売事業者の資金調達費
c1	為替相場	財務大臣が告示する本邦通貨の基準外国為替相場 外国通貨の本邦通貨に対する裁定外為替相場

B：申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガス（輸入されたものに限る。以下同じ。）の円建て貿易統計価格の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）（告示第2条第1項第1号）



（2） 勘案事項

申請ガス小売事業者は合成メタン等の調達契約を締結する又は自ら合成メタン等を生成して調達するといった合成メタン等の調達方法を、施行規則第20条の3第2項に基づいて提出した根拠資料を用いて説明し、合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額が以下の事項を勘案して適正かつ合理的に定められていることを示すこと。

なお、各項目について、入札等を経たものは原則として、その額を適正な額であると認められ、入札等を行わないものは、法令の根拠、発注先選定の考え方及び告示を踏まえ、合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額として、適正かつ合理的であるかについて経済産業大臣が確認する。

加えて、価格差に着目した支援制度¹¹やグリーンイノベーション基金等の他の関連制度に採択されており、支援対象経費等が合成メタン等調達費と重複する場合には、助成事業者への他の制度による支援対象経費等の重複分を合成メタン等調達費の積算から控除すること。

(ア) 調達契約等により告示のイからホまでに規定する事項が示せる場合

以下の勘案すべき事項を示す。

<Aの額>

イ：設備の建設費に係る費用

(a) 告示第2条第1項第2号イに基づき算定されていること。

以下に、告示第2条第1項第2号イに規定する費用の例示を示す（定期申請及び変更申請において同じ。）。ただし、例示に記載のない費用については、合成メタン等調達費の評価に係る会合及び資源エネルギー庁において、告示で定める基準に当該費用が適合するかを確認する。

○水素の製造

- ・水素供給 / 処理設備費
- ・電力供給設備費
- ・水電解設備費
- ・水素精製設備費
- ・水素ガス圧縮 / 貯蔵 / 供給 / 輸送設備費
- ・天然ガス改質設備費

等

○合成メタンの生成

- ・反応設備費
- ・精製設備費
- ・圧力 / 流量制御

等

○エネルギー運搬のための物質又は方法の変換、輸送

- ・輸送パイプライン設備費
- ・液化設備費
- ・貯蔵 / 積出設備費等

等

○二酸化炭素の貯留等

- ・二酸化炭素の回収 / 輸送設備費
- ・貯留等工作物の設備費

等

○バイオガスの生成

¹¹ 認定を受けた低炭素水素等供給事業者が認定計画に従って継続的に低炭素水素等の供給を行うため、低炭素水素等の価格（基準価格）と既存燃料・原料の価格（参照価格）の差額を支援する制度

- ・バイオガス回収設備 / 廃棄物等の前処理設備費
- ・バイオガス発生設備費
- ・バイオガス精製設備費
- ・バイオガス圧力 / 流量制御 / 供給設備費
- ・ガス充填設備費
- ・ガス輸送車両設備費
- ・バイオガス液化設備費

等

○その他合成メタン等の生成 / 供給に必要な設備の建設に係る費用

- ・建屋等の共用設備費
- ・原材料 / 電力 / 取排水 / アクセス道路等の外部インフラとの接続に係る費用等
- ・基本設計段階にかかる諸費用 / プラント建設時の保険 / 許認可取得 / 試運転に係る費用
- ・調達終了時のプラント撤去に係る費用
- ・プラント建設 / 事業運営に必要な土地の購入及び整備費

等

(b) 告示第2条第1項第2号イの設備の建設費に係る費用について、調達契約において、調達契約の締結後のコストの変動を反映する条項や変動指標を参照する旨が含まれる場合があるため、変動する項目、参照する指標及び変動を反映する際の考え方を根拠資料とともに提出すること。

ロ：事業運営費に係る費用

(a) 告示第2条第1項第2号ロに基づき算定されていること。

以下に、告示第2条第1項第2号イに規定する費用の例示を示す（定期申請及び変更申請において同じ。）。ただし、例示に記載のない費用については、合成メタン等調達費の評価に係る会合及び資源エネルギー庁において、告示で定める基準に当該費用が適合するかを確認する。

○一酸化炭素又は二酸化炭素及び水素の調達、製造、液化及び輸送費用

- ・一酸化炭素 / 二酸化炭素 / 水素購入費
- ・水電解による水素製造設備の運営費
- ・天然ガス改質による水素製造設備の運営費
- ・購入又は製造した一酸化炭素 / 二酸化炭素 / 水素の液化設備の運営費
- ・回収及び輸送設備の運営費
- ・二酸化炭素の貯留に係る液化設備 / 輸送設備 / 貯留等工作物の運営費

等

○合成メタン等の生成、液化及び輸送費用

- ・合成メタン等生成設備の運営費
- ・合成メタン等のエネルギー運搬のための物質又は方法の変換
- ・輸送設備の運営費
- ・通関に係る費用

等

○その他事業運営費用

- ・バイオマス購入費
- ・バイオガスプラントのオペレーション / メンテナンス費
- ・プラント操業 / 事業運営に必要な各種許認可取得費
- ・水電解 / メタネーション技術等の利用にかかるライセンス費
- ・人件費 / オフィスの運営に係る費用
- ・在庫の貯蔵費、認証費、保険費
- ・バイオガスプラント建設 / 事業運営に必要な土地のリース費
- ・事業運営に必要な掘削 / 二酸化炭素の回収及び二酸化炭素の権利に関する費用

等

(b) 費用が発生する国（合成メタン等の製造国又は日本をいう。）の消費者物価指数（以下「CPI」という。）の比（申請時において把握できる最新の CPI を直近の承認時に申請した CPI で除したものをいう。）を合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額へ反映する場合は、CPI が国際通貨基金の指標を用いて算定されていること。事業実施国が複数にまたがる場合は、実施国ごとに費用の算定を行っていること。なお、初回申請（複数の調達契約の場合の定期申請及び変更申請を含む）時及び調達契約等に基づき CPI の変動を合成メタン等調達費に反映しない場合の定期申請時、変更申請時においては、CPI の比は、1 とすること。

(c) 合成メタン等の供給に係る事業運営費について、調達契約において、調達契約の締結後のコストの変動を反映する条項や変動指標を参照する旨が含まれる場合があるため、変動する項目、参照する指標及び変動を反映する際の考え方を根拠資料とともに提出すること。

ハ：法人税及び固定資産税等

(a) 合成メタン等の供給事業の実施に係る法人税及び固定資産税等が法令に基づく事実関係や算定方法に基づき算定されていること。

ニ：生成者が受けるべき適正な利潤

(a) 事業の実施に係るリスク等を勘案した上で、継続的に合成メタン等を生成する場合に必要な自己資本に対する還元、資金調達に係る費用、他人資本に対

する利子及び他人資本調達に係る費用の支払いを見込んだ報酬額が、合理的かつ適正に算定されていること。

(b) リスク等を勘案した利潤の設定根拠として、事業リスクシナリオの評価及び対応の妥当性を確認する観点から、想定される事業リスク、事業リスクの発生可能性及び影響度の評価を行い、それぞれのリスクに対する対応策等を示した上で、利潤の適切性との関連を説明すること。

I. 必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用		調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	その他自己資金等	合計	備考
事業に必要な資金の合計額							
事業に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注1) 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他自己資金等」には自己資金、出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」及び「民間金融機関等からの借入れ」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(注2) 「その他自己資金等」は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構からの助成金を含む。

(注3) 民間金融機関からの融資について信用保証協会等による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載すること。

(注4) 合成メタン等の供給期間内の各年度の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

II. 資金の調達方法に関する説明

ホ：供給者が受けるべき適正な利潤

(a) 継続的に合成メタン等を供給する場合に必要な自己資本に対する還元、資金調達に係る費用、他人資本に対する利子及び他人資本調達に係る費用の支払いを見込み、生成者からの合成メタン等の購入から、合成メタン等調達費相当金が、申請ガス小売事業者へ払い渡されるまでの間に必要な資金調達費用が、合理的かつ適正に算定されていること。

ト：為替相場

(a) 告示第2条第1項第2号トに基づき算定されていること。なお、調達契約における支払額が外国為替等により変動しない場合は、考慮しない。

ヌ：調達して導管に注入する合成メタン等の総量

(a) 各年度に調達して導管に注入する合成メタン等の総量（合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額の算出の際に用いるものに限る。以下同じ。）が、申請時の前年度のガス小売事業者のガス小売供給量の5%相当量以下であることを示すこと。

(イ) 調達契約等により告示のイからホまでに規定する事項が示せない場合

調達契約等により告示のイからホまでに規定する事項が示せない場合は、出資比率が僅少又は出資していない法人からの調達契約である等、告示のイからホまでに規定する事項を示すことができない理由及び以下の勘案事項を示す。

<Aの額>

ホ：供給者が受けるべき適正な利潤

(a) 継続的に合成メタン等を供給する場合に必要な自己資本に対する還元、資金調達に係る費用、他人資本に対する利子及び他人資本調達に係る費用の支払いを見込み、生成者からの合成メタン等の購入から、合成メタン等調達費相当金が、申請ガス小売事業者へ払い渡されるまでの間に必要な資金調達費用が、合理的かつ適正に算定されていること。

ヘ：市場価格

(a) 調達して注入する期間、量、原料、製造方法及び炭素集約度の水準等を勘案した上で、合成メタン等又は水素その他の合成メタン等の原料の市場価格と比較して著しく高い費用ではないこと。なお、過去から定期的取引実績が公表されている取引所等の平均価格等を市場価格として参照する場合があるため、参照した市場価格の過去の推移も合わせて示すこと。

(b) 合成メタンの場合や調達する地域によっては、市場が未成熟な場合があり、参照する指標がないことが想定される。この場合には、申請ガス小売事業者による他のサイトでの相対契約の取引実績との比較や、当該サイトの選定にあたって検討した他のサイトとの比較の説明すること。その際、経済性のみではなく、調達期間や性質に応じて、将来の安定供給性、事業の継続性、安全保障上の優位性など総合的に勘案して、合理性及び適切性を説明すること。

(c) 合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額について、調達契約において、調達契約の締結後のコストの変動を反映する条項や変動指標を参

照する旨が含まれる場合があるため、変動する項目、参照する指標及び変動を反映する際の考え方を根拠資料とともに提出すること。

ト：為替相場

(a) 告示第2条第1項第2号トに基づき算定されていること。なお、調達契約における支払額が外国為替等により変動しない場合は、考慮しない。

ヌ：調達して導管に注入する合成メタン等の総量

(a) 各年度に調達して導管に注入する合成メタン等の総量が、申請時の前年度のガス小売事業者のガス小売供給量の5%相当量以下であることを示すこと。

3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間

申請ガス小売事業者は調達して導管に注入する合成メタン等の調達の計画、調達して導管に注入する合成メタン等の総量、調達して注入する期間及び注入の計画を示すこと。

なお、調達契約等により告示のイからホまでに規定する事項を示すことができない場合においても、実施体制やSPC（特別目的会社）名称等を可能な限り示すこと。

I. 計画の概要

【記載例】

〈計画の概要〉

〇〇国で、海外大規模製造・サプライチェーンを構築、国内都市ガス需要の1%に合成メタン導入を目指している。

〈事業構造〉

下図のとおり。

事業構造を記載

〇〇国において、A社、B社、海外パートナー企業にて、SPCを設立し、水電解装置及びメタネーションプラントの建設及び操業を行う。仲介としてC商事がLNG基地で液化し、既存LNG輸送インフラを活用し、国内に輸送する。D社（申請者）において、既存都市ガスインフラを活用し、導管に注入する。

【記載上の留意事項】

「計画の概要」として、製造場所、製造方法、合成メタン等の種類、利用場所を端的に記載すること。

「事業構造」として、図表等により、事業の実施者の役割（SPCが含まれる場合、出資者及びその出資比率も記載）、主な契約関係を記載すること。また、申請者となる事業者が

分かるよう記載すること。
 なお、運転開始までに新たに設立を予定する法人（申請時点で未設立だが運転開始までに設立する SPC など）が含まれる場合には、当該法人を設立した後の事業構造を記載し、申請者（申請時点における申請者）との関係（出資等）を明示すること。
 「マテリアルフロー」として、図表等により、合成メタン等の製造（原料の調達先も含む）、輸送、貯蔵及び利用を行う事業者名及び実施地点を明記した上で、当該範囲における原料及び製造品等の流れと量（任意の単位/年）、主要な設備の規模を記載すること。
 （注5）計画全体の概要及び事業構造について、図や表などを用いて記載すること。

II. 実施体制

<p>【記載例】</p> <p>○リスク管理体制 リスク評価：各部門が定期的にリスクを評価し、対策を講じる。 緊急対応計画：全社員が参加する緊急対応訓練を年〇回に実施。 内部監査：安全管理部が中心となり、定期的な内部監査を実施。</p> <p>○事業実施報告体制 内部報告：各部門が月次報告を作成し、経営委員会に提出</p> <p>【記載上の留意事項】</p> <p>（注6）に基づき、リスク管理体制及び事業実施の報告体制等を記載すること</p> <p>○SPCの体制</p>	
SPCの名称	株式会社 A
SPCの設立状況	設立済み（設立国：日本）
出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率	〇〇株式会社：520 億円・51%・普通株式・51% 〇〇株式会社：480 億円・49%・普通株式・49%
事業期間中の株式保有（出資比率変更、売却等）の方針	事業を共同で進める上は、共同出資者間での協議を通じて、株式の保有比率を明確に定める予定である。株式の譲渡や売却については、他の出資者の承諾を必要としている。
SPCの経営と業務執行の体制	取締役会は設置していない。役員は以下のとおり。 代表取締役：〇〇氏 1980 年 4 月 株式会社〇〇入社 2005 年 4 月 株式会社〇〇人事部次長 2008 年 7 月 株式会社〇〇経理部次長 2011 年 6 月 株式会社〇〇執行役員経理部長 2024 年 9 月 当社 社長執行役員就任 取締役：〇〇氏 ・ ・ ・ ・ ・ 監査役：〇〇氏

 会計参与：〇〇氏 会計監査人：〇〇氏
--	--

(注6) 関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等について、図等を活用して記載すること。また、事業に関する情報を適切に管理するための体制、リスク管理の体制の整備状況について記載すること。

(注7) 「出資者別の出資額・出資比率・株式の種類・議決権比率」欄では、経営判断や事業判断を行う主体が誰（又はどの機関）にあるかを明示すること。

(注8) 「SPCの経営と業務執行の体制」欄には、事業の実施にあたり、SPC自身で経営上の決定を行う場合については主たる役員の専門分野、経歴等、個々の業務を外部に委託することによって業務を遂行する場合にはそれらの委託先の概要等について記載すること。

(注9) 必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

III. 合成メタン等の量

以下について、記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請ガス小売事業者が調達時に必要な資金を回収しようとする期間 ・ 申請ガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の総量（年度ごとの量）
--

IV. 調達して注入する期間

以下について、記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請ガス小売事業者が合成メタン等を調達して導管に注入する期間 ・ 期間設定の理由

V. 注入の計画

<ul style="list-style-type: none"> ・ 合成メタン等から製造した都市ガスの導管への注入時期及び注入量について記載すること
--

4. 供給を行おうとする地域

一般ガス導管事業者の導管により合成メタン等の供給を行おうとする場合にあっては当該一般ガス導管事業者の供給区域（法第38条第2項第4号に規定する供給区域をいう。）、特定ガス導管事業者の導管により合成メタン等の供給を行おうとする場合にあっては当該特定ガス導管事業者の供給地点（法第72条第1項第3号に規定する供給地点をいう。）を示すこと。ただし、供給を行おうとする地域において、一般ガス導管事業者がガス事業託送供給約款料金算定規則第22条に基づき地域別料金を定めている場合は、当該地域を指定することが必要となる。

また、特定ガス導管事業者がガス事業託送供給約款料金算定規則第39条に基づき特定導

管ごとの料金を定めている場合は、当該特定導管を指定することが必要となる。

申請ガス小売事業者は「供給を行おうとする地域」の欄に記載するそれぞれの供給を行おうとする地域ごとに申請書を作成すること。

第3節 承認後の3年ごとの承認に係る申請（定期申請）

1. 定期申請の位置付け

合成メタン等の調達に必要な資金は、消費者物価指数、為替相場、液化天然ガスの円建て貿易統計価格並びに申請ガス小売事業者による実際の調達及び注入量等によって変動するとともに、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者の合成メタン等調達費相当金の支払額によって、当該資金における回収の過不足が生じ得る。このため、託送供給約款料金の適正化や小売事業者間の競争環境の確保の観点から、3年ごとに定期的なモニタリングを行い、合成メタン等調達費に定期的かつ適切に反映することとしており、合成メタン等調達費の額の承認、前述の一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者への通知及び託送供給約款料金の改定等のプロセスも3年ごとに行う。

申請ガス小売事業者が必要とする合成メタン等を調達するための資金について、前回の承認時に申請した内容から変動が生じた箇所並びに一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の額を踏まえた未回収の合成メタン等調達費を申請し、経済産業大臣の承認を受けるもの。

また、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、既に承認を得ている合成メタン等調達費に合算する形で定期申請を行うことができる。

2. 合成メタン等調達費の額の算定方法

(1) 算定方法

合成メタン等調達費の額は以下のとおりに算定し、合成メタン等の調達契約等に基づいていることを説明すること。

なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、それぞれの調達契約等ごとに以下の算定方法に従って合成メタン等調達費を算定し、当該合成メタン等調達費を合算すること。また、当該新たな調達契約等に係る合成メタン等調達費に限り、「第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請」2.(1)に従った説明をすること。

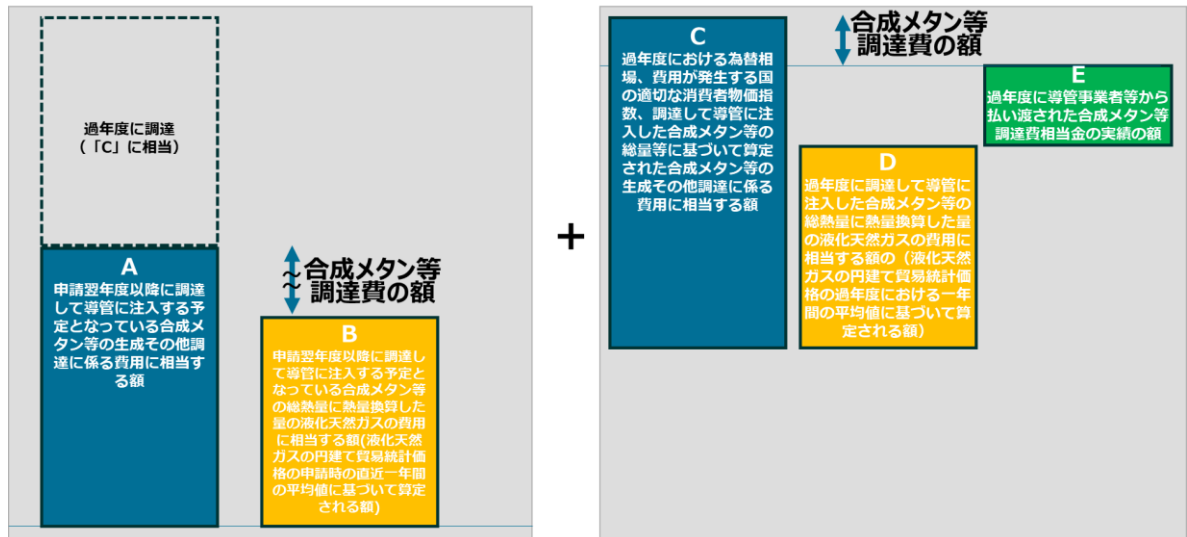
合成メタン等調達費（定期申請時）： $(A-B) + (C-D-E)$

A：申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第1号）

B：申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）（告示第2条第1項第1号）

C：過年度における為替相場、費用が発生する国の適切な消費者物価指数、調達して導管に注入した合成メタン等の総量等に基づいて算定された合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第2号チ）

- D：過年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度における一年間の平均値に基づいて算定される額）
- E：過年度に一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績の額（告示第2条第1項第2号リ）



(2) 勘案事項

過去の承認結果に基づき、調達契約に変更がない場合は、合成メタン等調達費の額が、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目及び参照する指標等の反映方法に基づいて算定されていることを確認し、調達契約に変更がある場合は、変更部分に係る算定方法や変動する項目及び参照する指標等の反映方法について、適正かつ合理的であるかを確認するため、以下の勘案事項を示すこと。

なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、当該新たな調達契約等に係る合成メタン等調達費に限り、「第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請」2.(2)に従って勘案事項を示すこと。

<Aの額>

告示第2条第1項第2号イからトに関して、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び告示第2条第1項第2号ヌに規定するガス小売事業者が申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総量に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更理由及びその根拠を提示すること。

<Bの額>

申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総

熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）

<Cの額>

過去の承認において告示第2条第1項第2号イからトに関して、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び告示第2条第1項第2号ルに規定するガス小売事業者が過年度までに調達し、導管に注入した合成メタン等の総量の実績に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更理由及びその根拠を提示すること。

<Dの額>

過年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度における一年間の平均値に基づいて算定されていること。

<Eの額>

過年度に一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績に基づいて算定されていること。

3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間

申請ガス小売事業者は調達して導管に注入する合成メタン等の調達の計画、調達して導管に注入する合成メタン等の総量、調達して注入する期間及び注入の計画について、過去の承認時の申請内容と同様の内容を示すこと。過去の承認時から内容を変更する場合は、変更内容とその合理的な理由を示すこと。

4. 供給を行おうとする地域

原則、過去の承認と同様の地域を示すこと。過去の承認時から地域を変更する場合は、変更前の地域、変更後の地域及びその合理的な理由を示すこと。

第4節 承認された合成メタン等調達費の額の変更に係る申請（変更申請）

1. 変更申請の位置付け

合成メタン等の調達に必要な資金は、消費者物価指数、為替相場、液化天然ガスの円建て貿易統計価格並びに申請ガス小売事業者による実際の調達及び注入量等によって変動するため、変動の程度によっては、ガスの使用者に著しい不利益をもたらす場合や申請ガス小売事業者の経営に対して著しい影響を与える場合が想定される。このため、当該事象が生じた場合には、3年ごとの承認手続きとは別に、直近の承認の翌年度及び翌々年度に、既に承認を得ている内容について変更の申請を行うことができる。

また、申請ガス小売事業者が調達時に必要な資金を一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から回収しようとする期間の最終年度の前年度において、為替相場や一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡される合成メタン等調達費相当金等を勘案した施行規則第20条の5に規定する変更の承認の申請を行うことができる。

また、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、既に承認を得ている合成メタン等調達費に合算する形で変更の申請を行うことができる。

2. 合成メタン等調達費の額の算定方法

(1) 算定方法

合成メタン等調達費の額は以下のとおりに算定し、合成メタン等の調達契約等に基づいていることを説明すること。

なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、それぞれの調達契約等ごとに以下の算定方法に従って合成メタン等調達費を算定し、当該合成メタン等調達費を合算すること。また、当該新たな調達契約等に係る合成メタン等調達費に限り、「第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請」2.(1)に従った説明をすること。

初回承認又は定期承認の翌年度に実施する変更の申請

$$: (a1-b1) + (a2-b2) + (C-D-E)$$

a1: 変更の申請の翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第1号）

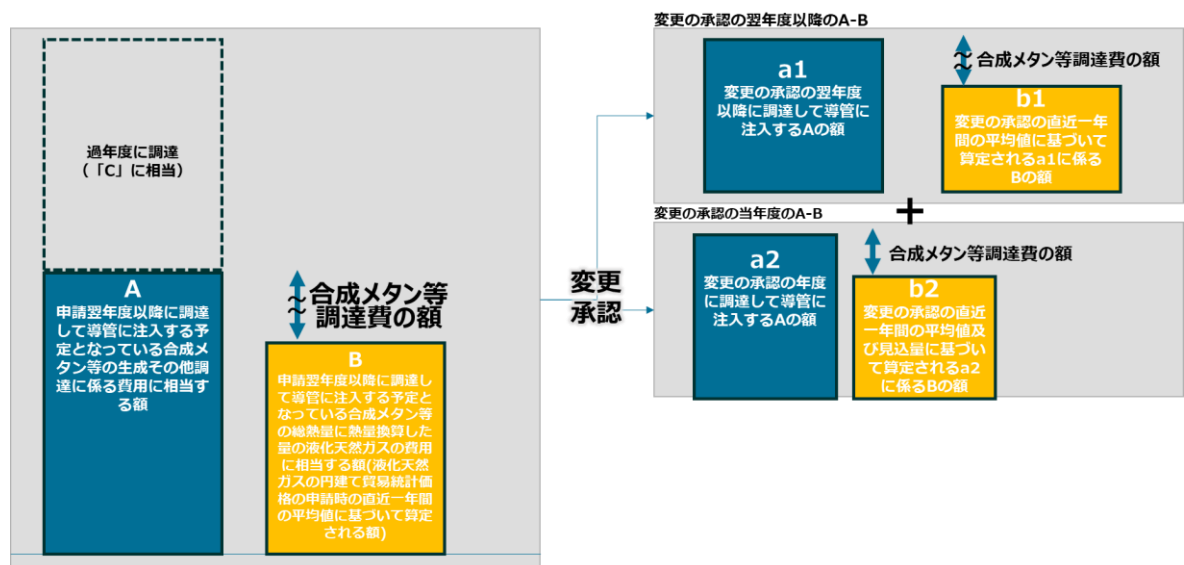
b1: 変更の申請の翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の変更の申請の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）（告示第2条第1項第1号）

a2: 変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の見込量に基づき算定される額）

b2: 変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円

建て貿易統計価格の変更の申請の直近一年間の平均値に基づいて算定される額)

- C：過年度における為替相場、費用が発生する国の適切な消費者物価指数、調達して導管に注入した合成メタン等の総量等に基づいて算定された合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第2号チ）
- D：過年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度における一年間の平均値に基づいて算定される額）
- E：過年度に一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績の額（告示第2条第1項第2号リ）

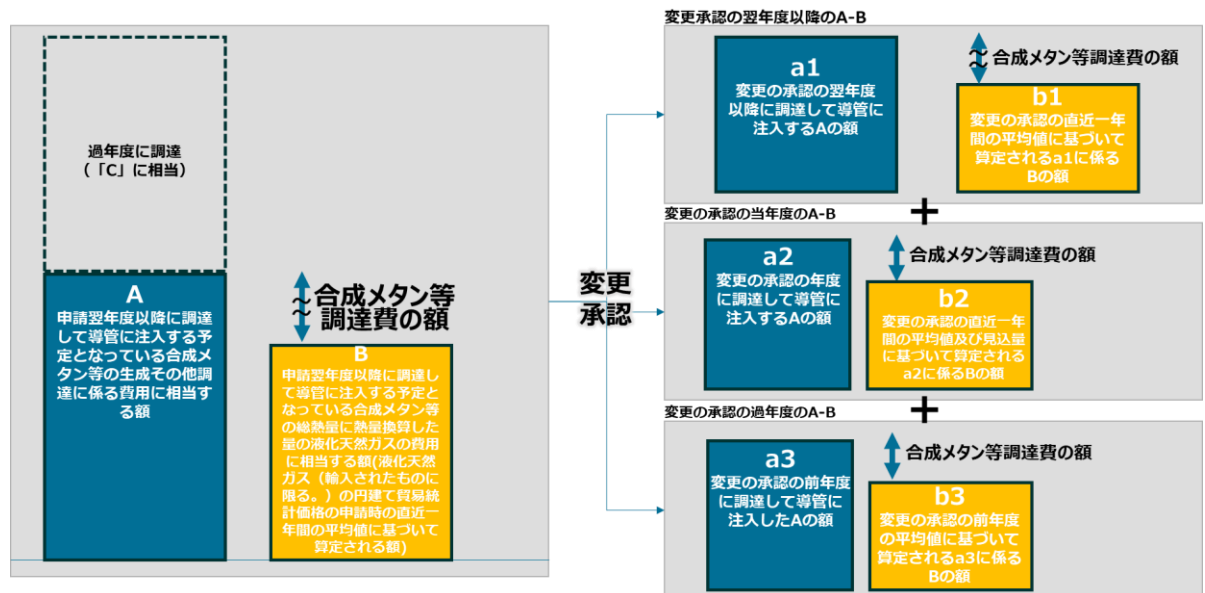


初回承認又は定期承認の翌々年度に実施する変更の申請： $(a1 - b1) + (a2 - b2) + (a3 - b3) + (C - D - E)$

- a1: 変更の申請の翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第1号）
- b1: 変更の申請の翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の変更の申請の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）（告示第2条第1項第1号）
- a2: 変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の見込量に基づき算定される額）
- b2: 変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の変更の申請の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）
- a3: 変更の申請の前年度に調達して導管に注入した合成メタン等の生成その他調達

に係る費用に相当する額

- b3: 変更の申請の前年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の変更の申請の前年度の平均値に基づいて算定される額）
- C: 過年度における為替相場、費用が発生する国の適切な消費者物価指数、調達して導管に注入した合成メタン等の総量等に基づいて算定された合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額（告示第2条第1項第2号チ）
- D: 過年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度における一年間の平均値に基づいて算定される額）
- E: 過年度に一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績の額（告示第2条第1項第2号リ）



(2) 勘案事項

過去の承認結果に基づき、調達契約に変更がない場合は、合成メタン等調達費の額が、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目及び参照する指標等の反映方法に基づいて算定されていることを確認し、調達契約に変更がある場合は、変更部分に係る算定方法、変動する項目及び参照する指標等の反映方法について、適正かつ合理的であるかを確認するため、以下の勘案事項を示すこと。

なお、同一の事業者が、同一の供給区域又は供給地点において、新たな調達契約等に基づいた合成メタン等の調達に必要な資金を回収しようとする場合は、当該新たな調達契約等に係る合成メタン等調達費に限り、「第2節 合成メタン等調達費の額の初回申請」2.(2)に従って勘案事項を示すこと。

<a1 の額>

変更の申請の翌年度以降に調達して導管に注入する予定の合成メタン等の生成

その他調達に係る費用に相当する額について、過去の承認において告示第2条第1項第2号イからトに関して、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び告示第2条第1項第2号ヌに規定するガス小売事業者が申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総量に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更する合理的な理由及びその根拠を提示すること。

<b1 の額>

申請翌年度以降に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）。

<a2 の額>

変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の生成その他調達に係る費用に相当する額について、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び告示第2条第1項第2号ルに規定するガス小売事業者が申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総量に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更する合理的な理由及びその根拠を提示すること。

<b2 の額>

変更の申請年度に調達して導管に注入する予定となっている合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの費用に相当する額（液化天然ガスの円建て貿易統計価格の直近一年間の平均値に基づいて算定される額）。

<a3 の額>

過去の承認において告示第2条第1項第2号イからトに関して、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び変更の申請の前年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更理由及びその根拠を提示すること。

<b3 の額>

変更の申請の前年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガス及び液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度におけ

る一年間の平均値に基づいて算定されていること。

<Cの額>

過去の承認において告示第2条第1項第2号イからトに関して、過去の承認において説明された算定方法、変動する項目、参照する指標等の反映方法及び告示第2条第1項第2号ルに規定するガス小売事業者が過年度までに調達して導管に注入した合成メタン等の総量の実績に基づき算定されていること。

調達契約に変更がある場合は、変動する項目、参照する指標等の反映方法の変更内容、変更する合理的な理由及びその根拠を提示すること。

<Dの額>

過年度に調達して導管に注入した合成メタン等の総熱量に熱量換算した量の液化天然ガスの円建て貿易統計価格の過年度における一年間の平均値に基づいて算定されていること。

<Eの額>

過年度に一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から払い渡された合成メタン等調達費相当金の実績に基づいて算定されていること。

3. 合成メタン等を調達して注入する計画・計画量・期間

申請ガス小売事業者は調達して導管に注入する合成メタン等の調達の計画、調達して導管に注入する合成メタン等の総量、調達して注入する期間及び注入の計画について、過去の承認時の申請内容と同様の内容を示すこと。過去の承認時から内容を変更する場合は、変更内容とその合理的な理由を示すこと。

4. 供給を行おうとする地域

原則、過去の承認と同様の地域を示すこと。過去の承認時から地域を変更する場合は、変更前の地域、変更後の地域及びその合理的な理由を示すこと。

5. 変更申請の理由

申請ガス小売事業者は、変更の承認申請を行う合理的な理由を示すこと。